

オーダーメイド型研修事業のご案内

介護業務を主とする、介護保険事業若しくは障害福祉サービス事業を行っている法人が実施する、新規入職者の知識や技術の段階に応じた研修（以下「オーダーメイド型研修」という。）に要する経費の一部を助成します。

1 助成の対象

補助対象は、下記の法人の内、介護業務を主として行う法人です。

- （１）介護保険法で規定する介護事業を行う法人
- （２）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、児童福祉法又は身体障害者福祉法で規定する障害福祉事業を行う法人

2 助成対象事業（下記の（１）～（３）全ての要件を満たすオーダーメイド型研修が対象です。）

（１）実施期間	<u>令和７年４月１日（火）から令和８年２月２８日（土）</u> までの間に実施する研修であること。
（２）参加対象者	《入職時期》 <u>令和７年４月１日（火）から令和８年１月３１日（土）</u> までの間に新たに雇用された職員であること。
	《入職経緯（いずれか一つに該当する者）》 （ア）社会福祉法人山口県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が実施する「介護に関する入門的研修」を受講後、入職した介護職員又は介護助手 （イ）雇用時に、県社協の山口県福祉人材センターに離職介護届出制度による登録及び求職登録をしている潜在介護福祉士等（介護業務を主たる業務とする職員に限る。） ※研修の参加及び各種登録状況がご不明な場合は、予め山口県福祉人材センターにご確認ください。
（３）研修内容	《研修内容（下記のいずれかの内容を含んでいること）》 介護保険制度の動向・認知症の基礎知識・介護記録の作成・職業倫理・緊急時の対応・接遇とコミュニケーション・介護機器の使用方法

3 助成金額・助成対象経費

講師謝金、研修に必要なテキスト代及び消耗品費等として、
最大 **5** 万円を助成します。

※研修受講者 1 名あたり 1 万円を上限として、最大 5 名まで助成します。

4 申請期間

令和 8 年 2 月 2 日（月）まで

※申請は、1 つの法人につき 1 件までとします。

（法人で複数の事業所を運営されている場合は、ご注意ください。）

※予算上限に達した場合は、募集期間中でも申請をお断りする場合があります。

5 手続きの流れ

内容	手続きの主体
申請書(第 1 号様式)を山口県福祉人材センターへ提出	法人
交付決定通知書を法人に送付	山口県福祉人材センター
研修の実施 ※令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 2 月末までに終了すること	法人
研修修了後、実績報告書（第 2 号様式）を山口県福祉人材センターへ提出	法人
助成額の確定通知書を法人へ送付	山口県福祉人材センター
請求書(第 3 号様式)を山口県福祉人材センターへ提出	法人
法人の指定口座に助成金を振込	山口県福祉人材センター

※各種様式は、山口県福祉人材センターHP に掲載しています。また、様式の送付もしますので、必要でしたら下記お問い合わせ先までご連絡ください。

6 お問い合わせ先

社会福祉法人 山口県社会福祉協議会 福祉人材部 山口県福祉人材センター
マッチング推進班 担当：池田、東
〒754-0041 山口市小郡令和 1 丁目 1 番 1 号 KDDI 維新ホール 3 階
TEL 083-902-2355 FAX 083-902-5877
Eメール jinzai@yg-you-i-net.or.jp